

**今後入札を予定している物件
買受け及び借受けの要望を受け付ける物件
優遇措置の是正を行うことなく優遇措置を適用できる物件**

ここに掲載されている物件は、今後入札を予定している物件や買受け及び借受けの要望を受け付けている物件等です。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。
 さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 物件に関する詳細(※)については担当課(統括)までお問い合わせ下さい。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

担当事務所等電話番号一覧表

前橋管財課 : 027-896-2920

令和8年4月1日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	今後、期間入札による 売払いを予定している 物件		買受要望		借受要望						優遇措置 の是正を行 うことなく優 遇措置を適 用できる対 象物件 (○)	事務所	担当	電話番号	備考		
				対象 物件 (○)	入札予定回次 (公示予定日)	買受要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類				借受 可能 期間						借受 要望 受付 期間	借受 参考 貸付 料等 (※6)
							前回は入札時の 最低売却価格 (円)	前回は入札 の公示日	一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期借地権 の設定 による 貸付け (※4)	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※5)								
1	群馬県前橋市朝日町1-7-16	宅地	131.05	○	R8.5.27										前橋	管財課	上記一覧表の通り			
2	群馬県前橋市泉沢町字東原1006-1	宅地	512.97	○		○	4,480,000	H22.5.13	○	○			※	随時		○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	
3	群馬県前橋市荻窪町301-6外2筆	宅地	1,358.97	○											前橋	管財課	上記一覧表の通り			
4	群馬県前橋市金丸町字金丸73-4	畑	322.19			○	821,000	H30.9.7	○	○			※	随時	前橋	管財課	上記一覧表の通り	農地		
5	群馬県前橋市下細井町字中本宿107-3外3筆	宅地	834.11	○											前橋	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式		
6	群馬県前橋市城東町3-14-14	宅地	53.79	○											前橋	管財課	上記一覧表の通り			
7	群馬県前橋市西大室町550-1	畑	1,512.54			○	644,000	H30.9.7	○	○			※	随時	前橋	管財課	上記一覧表の通り	農地		
8	群馬県高崎市石原町字鶴辺3439-59	宅地	279.88	○											前橋	管財課	上記一覧表の通り			
9	群馬県高崎市井野町字河原207-2	雑種地	756.11	○											前橋	管財課	上記一覧表の通り			
10	群馬県高崎市下小塩町字松ノ木181	宅地	1,329.89	○											前橋	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式		
11	群馬県高崎市新町字戸崎2375-3	宅地	1,178.48	○											前橋	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式		
12	群馬県高崎市新町字戸崎2375-16	宅地	333.38	○											前橋	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式		
13	群馬県高崎市鼻高町字戸谷ヶ崎845-1外1筆	宅地 畑	1,021.30			○	3,950,000	H30.9.7	○	○			※	随時	前橋	管財課	上記一覧表の通り	農地		
14	群馬県桐生市浜松町2-77-52	宅地	971.52	○											前橋	管財課	上記一覧表の通り			

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	今後、期間入札による 売払いを予定している 物件		買受要望			借受要望					優遇措置 の是正を行う ことなく優 遇措置を適 用できる対 象物件 (○)	事務所	担当	電話番号	備考		
				対象 物件 (○)	入札予定回次 (公示予定日)	買受要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類				借受 可能 期間						借受 要望 受付 期間	借受 参考 貸付 料等 (※6)
							前回入札時の 最低売却価格 (円)	前回入札 の公示日	一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期借地権 の設定 による 貸付け (※4)	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※5)								
15	群馬県桐生市相生町二丁目字戸樋ノ下371-9外1筆	宅地	2,699.20	○		○	27,900,000	R3.12.24	○	○	○		※	随時		○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式
16	群馬県伊勢崎市市場町1-143-9	雑種地	755.68	○		○			○	○	○		※	随時		○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	
17	群馬県伊勢崎市上京町135-21	畑	321.60	○													前橋	管財課	上記一覧表の通り	
18	群馬県伊勢崎市国定町1-184-1	畑	434.39	○													前橋	管財課	上記一覧表の通り	農地
19	群馬県太田市鶴生田町638-2	畑	315.77	○		○	3,130,000	R5.12.7	○	○	○		※	随時		○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	
20	群馬県太田市本町48-12外1筆	宅地	181.81	○													前橋	管財課	上記一覧表の通り	
21	群馬県沼田市榛名町字根岸2968-1外1筆	宅地	732.45	○													前橋	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式
22	群馬県館林市千塚町字千塚119-2	畑	1,070.30			○	3,310,000	H30.9.7	○	○			※	随時			前橋	管財課	上記一覧表の通り	農地
23	群馬県館林市千塚町字千塚119-3	畑	374.49			○	889,000	H30.9.7	○	○			※	随時			前橋	管財課	上記一覧表の通り	農地
24	群馬県館林市仲町2669-9外2筆	宅地	1,300.91	○													前橋	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式
25	群馬県渋川市金井字天戸前860-1	畑	716.36			○	6,090,000	H30.9.7	○	○	○		※	随時		○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	農地
26	群馬県渋川市金井字野浜2750-1	山林	745.31	○		○	5,050,000	R1.9.9	○				※	随時		○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	
27	群馬県渋川市横堀字滝ノ口19-9外1筆	宅地	299.03	○													前橋	管財課	上記一覧表の通り	
28	群馬県渋川市金井字登京1242-1外1筆	宅地	2,596.36	○	R8.5.27												前橋	管財課	上記一覧表の通り	建物有 立木竹有 工作物一式
29	群馬県藤岡市鬼石字原643-10	宅地	99.51	○													前橋	管財課	上記一覧表の通り	
30	群馬県藤岡市上落合字岡319-13	宅地	165.16	○													前橋	管財課	上記一覧表の通り	
31	群馬県藤岡市立石字中川原523-1外2筆 (北藤岡駅周辺土地区画整理事業施行地区内、仮換地44-2街区1画地)	田	1,082.14	○	R8.5.27												前橋	管財課	上記一覧表の通り	仮換地:685㎡
32	群馬県藤岡市本郷字塚原381-1	田	371.40	○		○	4,210,000	R4.12.23	○	○	○		※	随時		○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	
33	群馬県藤岡市本郷字別所3532	雑種地	944.20	○													前橋	管財課	上記一覧表の通り	
34	群馬県安中市松井田町人見字三本松3701	畑	1,152.34	○													前橋	管財課	上記一覧表の通り	農地
35	群馬県安中市高別当字甲矢頭213-1	畑	457.05			○	3,850,000	H30.9.7	○	○	○		※	随時		○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	農地
36	群馬県安中市郷原字塩ノ窪53-9	宅地	439.73	○	R8.5.27												前橋	管財課	上記一覧表の通り	
37	群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田字平石1147-1	雑種地	1,878.20	○		○	10,900,000	R1.9.9	○	○	○		※	随時		○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	今後、期間入札による 売払いを予定している 物件		買受要望			借受要望					優遇措置 の是正を行う ことなく優 遇措置を適 用できる対 象物件 (○)	事務所	担当	電話番号	備考		
				対象 物件 (○)	入札予定回次 (公示予定日)	買受要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類				借受 可能 期間						借受 要望 受付 期間	借受 参考 貸付 料等 (※6)
							前回入札時の 最低売却価格 (円)	前回入札 の公示日	一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期借地権 の設定 による 貸付け (※4)	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※5)								
38	群馬県吾妻郡長野原町大字長野原一本松982-60	雑種地	905.06	○												前橋	管財課	上記一覧表の通り		
39	群馬県吾妻郡長野原町大字長野原一本松982-61	雑種地	2,074.24	○												前橋	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式	
40	群馬県吾妻郡長野原町大字長野原一本松1051-2	宅地	412.17	○												前橋	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式	
41	群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字二社平888-15	雑種地	453.72	○												前橋	管財課	上記一覧表の通り		
42	群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字二社平888-16	雑種地	470.03	○												前橋	管財課	上記一覧表の通り		
43	群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字二社平888-17	雑種地	2,292.32	○												前橋	管財課	上記一覧表の通り		
44	群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字二平579-23	雑種地	760.40	○												前橋	管財課	上記一覧表の通り		
45	群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字石畑991-17	雑種地	673.27	○												前橋	管財課	上記一覧表の通り		
46	群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字中原537-11	雑種地	1,314.77	○												前橋	管財課	上記一覧表の通り		
47	群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山552-15	雑種地	144.40	○												前橋	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式	
48	群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字向原1040-722	原野	1,021.92			○	1,980,000	H23.1.20	○					※	随時	○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	
49	群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩字中辰3043-5	雑種地	773.12	○		○	1,510,000	H23.1.20	○	○				※	随時	○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	
50	群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸字和田230-8	畑	607.80	○		○	4,540,000	H22.10.28	○	○	○			※	随時	○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	
51	群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸字山王112	田	800.28	○		○	6,940,000	H22.8.11	○	○	○			※	随時	○	前橋	管財課	上記一覧表の通り	
52	群馬県邑楽郡大泉町大字古水字長良516-3	山林	558.00	○												前橋	管財課	上記一覧表の通り		
53	群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺字鶴巻1541-1	畑	1,001.88			○	3,650,000	H30.9.7								前橋	管財課	上記一覧表の通り	農地	

(注)記載事項は、今後、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1)「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2)「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3)「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4)「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5)「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6)「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。),「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。